

日本学生支援機構給付奨学金（平成31年度進学予定者）希望する卒業生の皆さんへ

平成31年度進学予定者の日本学生支援機構給付奨学金制度の申込についてご案内いたします。

この奨学金は新川高校卒業2年以内の方も申込対象者となります。

学校ごとに推薦できる人数が決められており、定員を越える申込があった場合は校内選考を行います。

申込を希望される卒業生の方は以下の点をご確認ください。

1. 申込資格・基準については日本学生支援機構給付奨学金のホームページで確認をお願いいたします。

なお、以下の①～③のいずれかに該当される方が選考の対象者となります。また、保有する資産についても基準があります。

- ① 家計支持者が市区町村民税所得割を課されていないこと（平成30年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は児童福祉法平成22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）
 - ・ 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
 - ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
 - ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
 - ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
 - ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
 - ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）

2. 本奨学金は学校を通じての申し込みとなります。6月14日（木）までにお願いいたします。

申込に際しては以下の書類を添付してください。

あなた（世帯）の状況	必要な証明書類	提出書類	発行元
社会的養護を必要とする人	あなたが「社会的養護を必要とする人」であることを証明する書類が必要です。	施設在籍証明書 又は 児童（里親）委託証明書	在籍する施設 児童相談所
生活保護受給世帯の人	あなたの家計支持者が現在生活保護を受給していることを証明する書類が必要です。	生活保護受給証明書	福祉事務所
上記以外の人	家計支持者（2人いる場合は2人とも）の平成30年度住民税（市区町村民税所得割）が非課税（0円）であることを証明する書類が必要です	平成30年度（非）課税証明書	市区町村役場

新川高校に電話でお問い合わせいただき、奨学金担当にご確認ください。

連絡先 (Tel 011-761-6111)

給付奨学金申込みにおける資産の申告について

関係法令等の改正により、本年度実施する給付奨学生採用候補者の選考から、機構において申込者及び家計支持者の資産額を確認いたします。給付奨学金申込者は、スカラネットによる資産の申告及び「資産の申告書」の提出が必要となります。

なお、生活保護受給世帯の人は、生活保護を受給していることをもって資産がないことを確認していることから、資産の申告は不要です（下表参照）。

○資産の基準額及び資産の申告について

申込資格	資産の基準額 【本人及び家計支持者（原則 父母）の資産の合計額】	スカラネット入力 【スカラネット入力準備用紙 7 資産要件】 【入力画面 H-6】	「資産の申告書」 の提出
住民税（市区町村 民税所得割）非課 税世帯	家計支持者 2 人 ：2,000 万円以下 家計支持者 1 人 ：1,250 万円以下	本人と家計支持者の資産の合 計額が基準額以下であるか否 か回答	必要（※2）
生活保護受給世帯	（申告不要）	（入力不要）（※1）	不要
社会的養護を必要 とする人	本人の資産 ：1,250 万円以下	本人の資産の合計額が基準額 以下であるか回答	必要（※2）

※1 スカラネットにおいて、資産要件に係る設問は「はい」（資産の合計額は基準額以下である）が選択された状態で表示されます。

※2 各学校において、給付奨学生採用候補者として推薦することが決定した人のみ、「資産の申告書」の提出が必要です。

- ① スカラネット入力において、資産の合計額が基準額を超えると回答（「いいえ」を選択）した場合は、資産要件の基準を満たさないことから、給付奨学金の申込みができません。
- ② スカラネット入力において、資産の合計額が基準額以下と回答（「はい」を選択）し、各学校において給付奨学生採用候補者として推薦することが決まった生徒等に「資産の申告書」の提出を指導してください（後記 2.参照）。

1. 申告が必要な資産について

申告が必要な資産は次のとおりです。詳細は、同封の「ガイドライン（見直し）に関する Q&A」及び「資産の申告書の提出について」（生徒等説明資料）をご確認ください。

資産	資産の内容
預貯金	普通預金、定期預金等
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
現金	いわゆるタンス預金（金融機関に預け入れしていない現金の蓄え）
貴金属等（※1）	投資用資産として保有する金・銀等（延べ棒）
負債（※2）	ローン、借入金等

※1 宝石（指輪等）は含みません。

※2 預貯金、有価証券、投資信託、現金、貴金属等の資産の合計額が基準額を超えた場合は、負債分の金額を相殺した（差し引いた）金額を申告することができます。

2. 「資産の申告書」の提出について

各学校より給付奨学生採用候補者として推薦される人は、別添「資産の申告書」を提出する必要があります。

給付奨学生採用候補者として推薦することが決まった生徒等に、「資産の申告書」及び「資産の申告書の提出について」（生徒等説明資料）（※）を配付してください。

※ 別添の「資産の申告書」及び「資産の申告書の提出について」は、学校担当者用として1部ずつ同封していますが、生徒配付用は後日送付します（6月上旬頃）。

なお、学校においてコピー（白黒）して配付いただいても差し支えありません。

申込者本人は、「資産の申告書」を作成し、資産の証明書類と合わせて封筒に入れ、封をしたうえで学校へ提出します。学校において、封筒の中身（申告書等）を確認いただく必要はありません。

学校は、申込者本人から提出された封筒をとりまとめのうえ、その他の推薦関係書類と併せて機構へ送付してください。

3. 「資産の申告書」提出後について

（1）提出された書類に不足等の不備がある場合は、学校を通じて不備照会を行う予定です。
なお、主な照会内容は書類の不足と考えており、資産の内容について学校が見聞きするような状況は想定しておりません。

（2）提出された書類に基づき機構において選考を行った結果、資産要件を満たさないと認められた場合は不採用となるため、学校から推薦されても採用候補者とならない場合があることについて、生徒等に十分に周知いただくようお願いいたします。

なお、機構において選考を行った結果、資産要件を満たさないとして不採用となった場合は、各学校に照会を行います。基準を満たさない生徒の推薦を取り下げ、別の生徒を推薦頂くことが可能ですが、短期間での依頼となりますことをご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上